

まちなか旧耐震住宅除却補助金 のご案内

地震に伴う家屋の倒壊による二次被害を防止するため、住宅が密集する居住誘導区域内で昭和56年以前に建築された住宅の除却費用を補助します。

申請を希望される方は、事前にまちづくり整備課へご相談のうえ、工事着手前に申請して下さい。

補助金額

除却工事に要する費用の**1/2** 上限 **40万円**

※町内事業者が除却工事を行う場合 上限 **50万円**

受付期間

令和**7**年**4**月**14**(月) から 令和**8**年**2**月**27**日(金) まで ※補助申請額が予算額に達したときには受付を終了します。

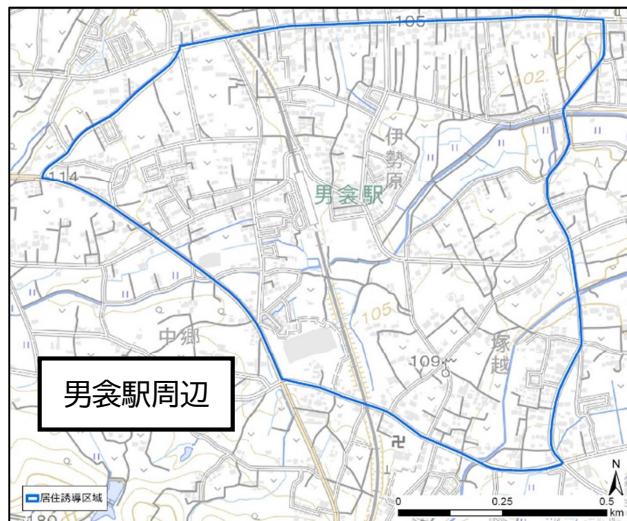
補助対象者

- ☐ 対象住宅を所有する個人またはその相続人
- ☐ 町税および対象住宅の上下水道使用料に滞納がない方
- ☐ 過去にこの補助金または老朽空き家除却補助金の交付を受けていない方
- ☐ 暴力団員でない方

補助対象住宅

- ☐ 居住誘導区域内(下図)に存する住宅であること
- ☐ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された専用住宅または併用住宅(住宅部分の面積が1/2以上)であること(貸家住宅は除く)
- ☐ 関係権利者(共有者、抵当権者等)全員から除却についての同意が得られていること
- ☐ 住宅の全部を除却すること
- ☐ 交付決定を受けた後に除却工事に着手すること
- ☐ 同一敷地内において過去にこの補助金または老朽空き家除却補助金を受けた住宅がないこと
- ☐ 公共事業の補償の対象となっていないこと
- ☐ 過去5年以内に寄居町が実施する他の補助金の交付を受けて効用の増加したものでないこと
- ☐ 空家等対策特別措置法による勧告を受けていないこと
- ☐ 工事施工者が建設業法の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた者であること

居住誘導区域



申請手続および交付決定

※工事着手前に、まちづくり整備課にご相談ください。

以下の申請書類をまちづくり整備課に提出してください。

町が申請内容を審査し、申請者に交付または不交付の決定を通知します。

- ☐ 寄居町まちなか旧耐震住宅除却補助金交付申請書(様式第1号)
 - ☐ 旧耐震住宅であることが確認できる書類(下記のいずれか)
 - ・建築確認台帳記載事項証明書(3か月以内)
 - ・建物登記の全部事項証明書(3か月以内)
 - ・耐震診断結果を記載した書類(建築士が実施した耐震診断であること)
 - ☐ 住宅の所有者が確認できる書類(下記のいずれか)
 - ・建物登記の全部事項証明書(3か月以内)
 - ・固定資産税の納税通知書の写し(直近のもの)
 - ・建物の公租公課証明書(3か月以内) 等
- ※共有者・抵当権者・共同相続人等がいる場合：関係権利者全員の同意書
- ☐ 住宅の案内図(住宅、方位、道路、目標物がわかるもの)
 - ☐ 住宅の現況写真
 - ☐ 除却工事の見積書の写し(工事施工者が作成したもので工事費内訳がわかるもの)
 - ☐ 町税の完納証明書(町税務課で発行されたもの、3か月以内)
 - ☐ 建設業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写しまたは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定による登録を受けたことを証する書類の写し
 - ☐ 誓約書(様式第2号)

工事内容の変更等

補助金の交付決定を受けた後に、工事内容の変更や工事を中止しようとするときは、事前に承認申請書(様式第5号)に必要書類を添付してまちづくり整備課に提出してください。

工事完了報告および交付額確定

工事の完了後30日または令和8年3月20日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に必要書類を添付してまちづくり整備課に提出してください。

町が書類および現地を確認し、申請者に交付額確定の通知をします。

様式の取得

寄居町役場2階まちづくり整備課の窓口にて、申請書の配布及び申請受付を行っています。

また、町公式ホームページにて、申請書のダウンロードができます。

その他

申請内容の確認などのため、必要に応じて実地調査をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

<お問合せ先>
〒369-1292
埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
寄居町役場 まちづくり整備課
TEL:048-581-2121(代表)

可能性 ∞ むげんだい

